

「少年法等の一部を改正する法律案」についての論点整理

渡辺演久（会員）

主な改正点

- 触法少年、ぐ犯少年に対する調査権
- 一定の触法事件の家裁送致義務化
- 14歳未満の少年の少年院への収容
- 保護観察の遵守事項違反を繰返す少年を少年院等へ送致
- 国選付添人制度の導入

1、立法の前提条件

(1) 触法少年の補導人員はどうなっているのか

警察庁生活安全局少年課『少年非行等の概要（平成17年1～12月）』（3、25頁）によれば、2005（H17）年の触法少年の補導人員は20519名であり、1998（H10）年の26905名をピークに減少傾向である。内容についてみると、窃盗と占有離脱物横領がほとんどである。

凶悪犯についても2005年は2004（H16）年よりも減少し、202名である。その約8割（159名）が放火である。すなわち放火事案の増減が凶悪犯の増減を左右することになる。

しかし、放火により家庭裁判所に送致される触法少年は0～3名である。つまり、ほとんどの少年は児童福祉のルートで処遇されるのが適当であると判断されている。

(2) 非行は低年齢化しているのか

『2006年版犯罪白書』138頁4-1-1-4図によれば、非行のピークはだんだん遅くなってきており（16歳）、むしろ高齢化というのが現状である。

(3) ぐ犯に対する調査権について

ぐ犯事由は確認できるがぐ犯性が確認できない場合は「ぐ犯の疑い」のある少年として継続補導の対象となる。現在のところ「不良行為少年」として約136万人もの少年が補導の対象になっている。10代の人口は約1300万人であるから10人に一人は補導の対象になっている。

家裁や児相に送致されなくとも警察による継続補導という名目で監視下に置かれるのである。

さらに改正案は、ぐ犯の調査にあたって、保護者や友人を参考人として呼び出すことも

可能であり、学校などの公私の団体にも報告を求めることができるとしているから、少年にかかわるすべての大人までも調査対象となる。照会を受けた学校はその少年を問題行動のある生徒として処分する可能性もあり、調査権の影響は計り知れない。

(4) 少年院収容年齢の下限撤廃について

厚生労働省「社会保障審議会児童部会社会的擁護のあり方に関する専門委員会」(2004年10月21日)において、国立武蔵野学院院長の発言により児童自立支援施設の処遇に問題のないことは確認されている。むしろかなり処遇効果をあげている。

現在の少年院には14歳未満の少年に対する処遇実績はないし、もちろん処遇プログラムも存在しない。そのような状況でなぜ少年院の処遇が有効な場合があるといえるのか？

2、警察官等の調査権について

(1) 調査権は事案の解明に必要なのか？その妥当性は？

強制処分権限を含む調査権がなかったが故に事案の解明が困難であった事例はあるのか？困難であっても不可能ではないはずである。少なくとも長崎事件や佐世保事件は事案の解明という点では問題がなかったように思われる。

実際、長崎事件・佐世保事件ともに長崎県中央児童相談所は警察から通告を受けても警察に一時保護を委託し、自らは調査をせずに翌日には家裁送致しており、トンネル機関化していた。改正案が通れば、重大事件は警察の調査にまかせ、児童相談所はただのトンネル機関となる可能性が高い。このようなことになれば、児相の非行事案に対する力量は確実に落ちる。児相で非行相談を受けた子どもたちの30%に被虐待経験がある(東京新聞2005年6月14日)との調査結果を見たとき、非行の裏に潜んでいる虐待の事例が見抜けず、虐待問題に対しても力量を落とし、児童相談所全体の力量の低下に結びつかないか心配される。

(2) 14歳未満の少年に対する事情聴取のあり方

改正案は、警察に調査権(六条の二)、呼出し・質問(六条の三)、強制処分権(六条の四)を定める一方で、少年への配慮は明記されず片面的である。

厚生労働省「社会保障審議会児童部会・社会的擁護のあり方に関する専門委員会」(2004年10月21日議事録)においても少年の被暗示性を考慮した事情聴取のあり方が議論されている。法制審議会においては、上記専門委員会の指摘は考慮されず、少年への配慮は犯罪捜査規範や少年警察活動規則等で対応するとし、配慮規定は改正案には盛り込まれていない。

警察による調査権等の権限の法定化は、児童福祉機関先議の原則に変更を迫るものにな

りかねない。原則を覆し児童福祉の領域で担うべき問題を刑事司法の枠組で扱うのであれば、せめてそれなりの配慮規定、すなわち、弁護人を選任し、捜索、押収、検証に立会うという規定が法の中に組み込まれるべきことは当然である。

3、家庭裁判所への原則送致について

(1) 家裁送致の弊害

1(1)で述べたように、重大触法事件のほとんどは放火であり、実務上家裁送致されている事例はわずか0~3名である。重大事件が「原則」家裁送致となった場合、ほとんどの少年が児童福祉機関送致となり児童相談所へ戻ってくると予想される。長期間とはいえないにしても、児相と家裁を往復させ少年を不安定な状態に置くことは避けなければならないのではないか。また、触法少年は義務教育期間であり、どのような状況下でも教育権は保障されなければならないのであって、その点も議論すべきである。

(2) 「必要がないと認められるとき」とは？

現行法では家裁への送致は、家裁での審判に付することが「相当であると認める」児童について行われてきた(児童福祉法27条1項4号)。

少年法改正案(6条の6第1項)に規定する「必要がないと認められるときは、この限りではない」というのは、これまでの「相当であると認める」の要件に当たらない児童と考えていいのか？つまり、判断基準は従来通り児童福祉法上の実務で行われてきた基準かどうか？

少年法の判断基準と児童福祉法の判断基準の二重の基準が存在するのか？そもそも少年法の規定が児童福祉法27条1項4号を上回り、送致を義務付ける理由は？

4、少年院収容年齢の下限撤廃について

(1) 小学生の教育権をどう保障するのか？

児童自立支援施設であれば、学校教育法の適用があり教育権は保障されるが、「準ずる教育」を行っているにすぎない少年院ではどうなるのか。小学校教諭の免許を持つ職員はいるのか？教育人権にかかわる重大な論点である。

(2) 中学生との集団処遇の問題点

少年院においては集団処遇が原則であり、初等少年院の場合は小学生が中学生と処遇を共にすることになる。

少年院で14歳未満の少年を処遇する場合は、ある程度非行性の進んだ中学生との接触から予想される弊害を避けるために、すべての処遇活動を他の少年とは別にしていくのであろうか？そのような職員配置は可能なのであろうか？

また、そうなると仮退院まで同世代の少年との交流はまったく無くなることになる。他者との関係のとり方、他者への共感性などを育てることができるのであろうか？

5、保護観察における遵守事項違反について

(1) 二重処罰の危険

少年が遵守事項違反を繰り返し、その程度が重い点を要保護性の変化と捉え、新たな保護処分を行うことは一事不再理の原則に反し二重に少年を処罰するものであり、憲法39条に抵触する疑いがある。

少年法46条第1項は「罪を犯した少年に対して・・・保護処分がなされたときは、審判を経た事件について、・・・家庭裁判所の審判に付することができない」と規定している。この規定は憲法39条の趣旨により一事不再理効を認めたものであるとする憲法39条説が多数説（通説）であり、最高裁大法廷判決（最判昭和40年4月28日刑集19巻3号240頁）においても保護処分の一事不再理の効力が認められている。

(3) 非行概念の拡張、審判事由の拡大にあたる

少年法第3条1項は審判に付すべき少年として、犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年を規定している。そしてこれらの少年に対して24条1項の保護処分決定ができるのである。遵守事項違反はこれらのどの要件にもあてはまらないのであるから、そもそも非行には該当せず、新たな審判事由とみることが非行概念の拡張にあたるものである。すなわち、ぐ犯の要件にも該当しない行為に対して、新たな事由の発生と捉えて新たな保護処分として少年院等に送致することは、保護処分の事後的変更となんら変わらないものである。

以上

無断転載禁止